破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３１１号
北海道北斗市追分４丁目３番23号
債務者　伊勢勢津子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３１２号
函館市日吉町１丁目９番23号　サクセス日吉201
債務者　小笠原　肇
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２７６号
高知市北竹島町29番地１　市営住宅34号
債務者　水門　萩子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７８号
高知県香南市野市町西野517番地４　筧アパート西103号
債務者　後藤亜理砂こと　辻　ありさ
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９８号
高知市桟橋通１丁目13番16号　カルム桟橋205
債務者　北岡　紗矢
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０８号
高知市廿代町９番３号　シャペル９・７Ｆ710号
債務者　岡田　晶子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４４８号
相模原市中央区鹿沼台１丁目２番21号　中央企業マンション607
債務者　木村　愼一
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４６５号
相模原市中央区田名6295番地　田名団地６棟6023号
債務者　田中　國治
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４７１号
相模原市緑区若柳1329番地　榎本ハイツＢ201
債務者　宮原　憲治
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４７７号
相模原市緑区町屋１丁目19番63号　ハイツクラシマ２―201
債務者　渡邉　憲一
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４７９号
相模原市中央区淵野辺１丁目13番12号
債務者　島津　　愛（旧姓猪瀬）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１７０７号
名古屋市西区五才美町49番地　アメニティメイセイ301号
債務者　久**原**　俊一
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９３号
岡山県笠岡市生江浜727番地４
債務者　新谷　哲也
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
岡山県笠岡市生江浜727番地４
債務者　新谷美知子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
岡山県倉敷市宮前287番地24　サンライフ倉敷Ｂ―201
債務者　道田　文子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
北海道稚内市港３丁目２番６―105号　稚光ハイム62
債務者　稲見　睦子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
旭川地方裁判所稚内支部